

6. 敷地外設置（条例第9条第1項）について

附置義務駐車施設等は建築物の敷地内に附置することが必要ですが、特にやむを得ない場合（条例第9条第1項、基準第6条）に限り市長の承認を受けて、建築物の敷地外に当該建築物の附置義務駐車施設等を設置することができます。

（1）条例第9条第1項、基準第6条関係（特にやむを得ない場合）

ア承認に必要な条件（いずれかに該当）

（ア）他の法令の規定により駐車施設等を附置することができない場合

（イ）敷地の状態が著しく不整形又は狭小な場合

注1）敷地の状態が狭小な場合とは、敷地間口が狭小で車路幅員等を確保すると1階部分の階段、エントランス等がとれなくなる場合をいいます。ただし、奥で敷地が広がっている場合は、この限りでありません。

注2）1階部分に店舗等を設置することにより、車路幅員等が確保できないような場合は、間口狭小とはみなしません。

（ウ）前面道路の交通安全上又は災害防止上、当該道路に駐車施設等の出入口を設けることが好ましくない場合

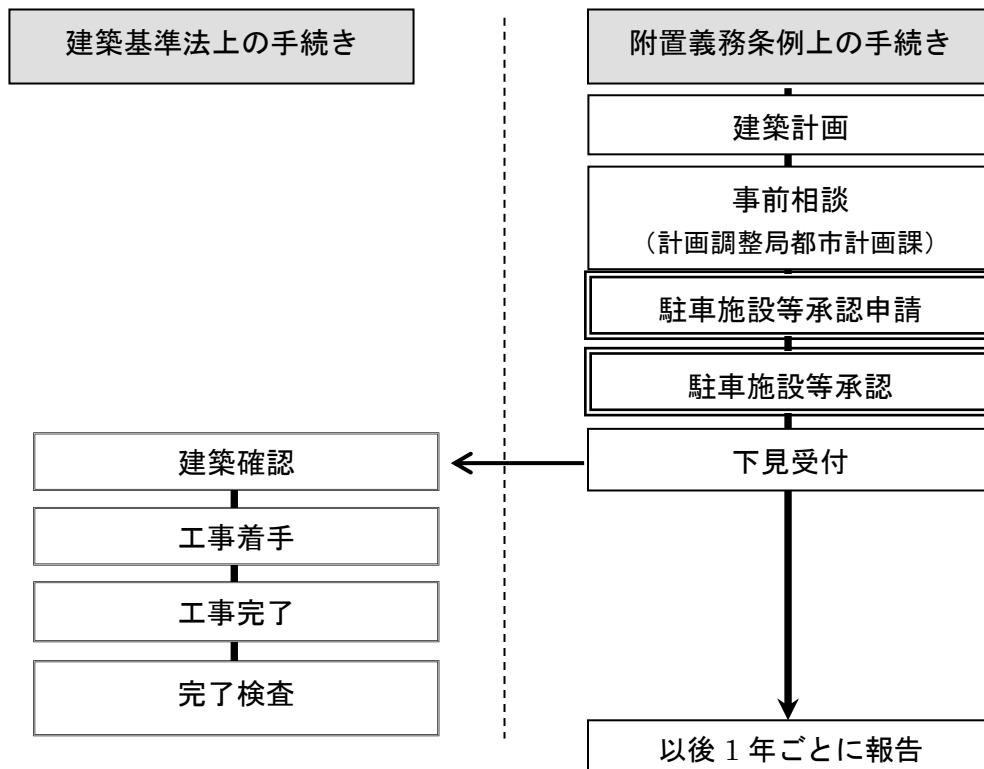
（エ）建築物の構造上又は事業計画上駐車施設等を附置することができないものについて、条例第3条から第6条の規定により駐車施設等を附置すべき者が、当該建築物の敷地からおおむね350m以内で所有する土地上に所有する建築物である駐車場に駐車施設等を設置する場合

（2）敷地外駐車場の条件

（ア）当該建築物の敷地からおおむね350m以内の駐車施設等

（イ）条例、規則および基準に適合する駐車施設等

（3）承認及び建築行為の手続きの流れ



※申請から承認までの間に約2週間必要です。

(4) 承認の申請に必要な書類

条例第9条第1項の適用を受けようとするものは建築確認申請前にあらかじめ市長の承認を得る必要があります。(条例第9条第3項、規則第8条第1項)

- ・ 駐車施設等承認申請書 3通 (このうち、2通は写しでも結構です)

- ・ 駐車施設等承認申請書の添付書類 各3通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	駐車施設等使用承諾書		別記様式見本あり
2	付近見取図	1/5,000 以上	
3	配置図	1/300 以上	予定建築物
4	各階平面図	1/300 以上	予定建築物
5	断面図	1/300 以上	予定建築物
6	立面図	1/300 以上	予定建築物
7	配置図	1/300 以上	敷地外駐車場
8	各階平面図	1/300 以上	敷地外駐車場
9	断面図	1/300 以上	敷地外駐車場
10	立面図	1/300 以上	敷地外駐車場
11	駐車場の写真	4～5枚	敷地外駐車場

※番号2～10の各図面に明示すべき事項は、規則別表第3に記載のとおりです。

※番号8～10の各図面については、建築物である駐車場に限り添付が必要です。

※特殊な装置を用いる場合は、大臣認定書等の写しを添付してください。

(5) 承認について

- ・ 申請内容を審査し、基準を満たしている場合は、承認条件を付して駐車施設等承認書2通をお渡しします。(この2通は、建築確認申請の正副に綴じてください。)
- ・ 基準を満たしていない場合は、その理由を付して通知します。

駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(申請者) 住所

(法人にあっては事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第9条第3項の承認を受けたいので、同条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 内 容		新 規 ・ 変 更 (前承認番号：第 号)			
申 請 理 由					
敷地外駐車施設等の概要	駐 車 場 名 称				
	位 置	区 丁目			
	規 模	台 (内 台) 台 (内 台：自動二輪車)			
	構 造	自走式 ・ 機械式 / 建物内 ・ 建物外			
	共同駐車場指定年月日	年 月 日	共同駐車場指定番号	第 号	
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区 丁目			
	敷 地 面 積	m ²	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区			
	延 面 積 (概ね容積対象面積)	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
		m ²	m ²	m ²	
	附 置 義 務 台 数	台 台 (自動二輪車)	設 置 台 数	台 台 (自動二輪車)	
	工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月	
代 理 人	住所 氏名 TEL				

駐車施設等使用承諾書

年 月 日

大 阪 市 長 様

(承諾者) 住所
氏名
(TEL)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 9 条第 1 項の駐車施設として使用することについては、下記のとおり承諾します。

記

1. 駐車場名称
2. 駐車場の位置
3. 契約者
住所
氏名
4. 契約台数

台

駐車施設等承認書

大阪市指令計（駐）第 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第8条第1項の規定により
年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり承認します。

（承認条件）

1. 添付している申請内容について承認する。
2. 申請建築物が存続する限り、敷地外駐車場に駐車施設等を設置しつづけること。
3. 申請建築物の所有者が変更になった場合には、次の所有者に対して当該申請にかかる内容を継承すること。
4. 申請建築物に、敷地外駐車場に駐車施設等を設置していることを示す表示板を掲げること。
5. 敷地外駐車場に駐車施設等を設置していることを証する報告書を毎年1回提出すること。
6. 敷地外駐車場に設置する駐車施設等に変更が生じた場合には、あらかじめ変更承認申請の手続きを行うこと。

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。